

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業 キロ	1 箇月		3 箇月		6 箇月	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定
1	4,410	4,540	12,570	12,930	21,160	21,760
2	4,410	4,540	12,570	12,930	21,160	21,760
3	4,410	4,540	12,570	12,930	21,160	21,760
4	5,670	5,830	16,160	16,620	27,220	28,000
5	5,670	5,830	16,160	16,620	27,220	28,000
6	5,670	5,830	16,160	16,620	27,220	28,000
7	5,980	6,150	17,070	17,560	28,730	29,550
8	5,980	6,150	17,070	17,560	28,730	29,550
9	5,980	6,150	17,070	17,560	28,730	29,550
10	5,980	6,150	17,070	17,560	28,730	29,550

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃を適用する。